

議案第 7 6 号

朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例

朝霞市部室設置条例（平成 2 5 年朝霞市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 健康部

第 1 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) こども部

第 2 条第 4 号カを削り、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 健康部

ア 保健衛生に関すること。

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 国民年金に関すること。

エ 後期高齢者医療に関すること。

オ 介護保険に関すること。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) こども部 子ども・子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

朝霞市長 松下 昌代